

条 例 案 の 概 要

議案第 1 号 幸手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

(1) 一般職の非常勤職員の育児休業に関する規定の整備

ア 育児休業をすることができない職員として次の職員を追加するための改正

(ア) 幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(イ) 一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員

(第 2 条関係)

イ 非常勤職員が、育児休業をすることができる期間の末日を該当する事由に応じて定めるための改正

(第 2 条の 3 関係)

ウ 非常勤職員が、子が 2 歳に達する日まで育児休業をすることができる場合の規定を定めるための改正

(第 2 条の 4 関係)

エ 非常勤職員が、再度の育児休業をすることができる特別の事情に次の場合を追加するための改正

(ア) 子が 1 歳から 1 歳 6 か月まで又は 1 歳 6 か月から 2 歳まで育児休業をすることができる場合

(イ) 任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員が、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする場合

(第 3 条関係)

(2) 一般職の非常勤職員の部分休業に関する規定の整備

ア 部分休業をすることができない職員として一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を追加するための改正

(第 9 条の 1 4 関係)

イ 非常勤職員の部分休業の承認は、1 日の勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間の範囲内（最長 2 時間）で行うものとし、育児時間又は介護時間を取得している場合には、当該範囲内で、2 時間から

育児時間又は介護時間を減じた時間を超えない範囲内とする規定を追加する改正

(第10条第3項関係)

(3) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等

ア 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休暇制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置に関する規定を定める改正

(第13条関係)

イ 育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、職員に対する育児休業に係る研修の実施及び育児休業に関する相談体制の整備等に関する規定を定める改正

(第14条関係)

(4) その他所要の改正

2 施行期日

令和4年4月1日

議案第2号 幸手市個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 内 容

デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴う規定の整備

(1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の廃止に伴う引用規定の改正

ア 個人識別符号

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」 → 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」

イ 要配慮個人情報

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項」 → 「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」

(第2条関係)

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴う文言及び引用条項の改正

「総務大臣」 → 「内閣総理大臣」

「第19条第7号」 → 「第19条第8号」

「同条第8号」 → 「同条第9号」

(第36条関係)

(3) 統計法(平成19年法律第53号)の一部改正に伴う引用条項の改正

「第52条第1項」 → 「第52条(第2号を除く。)」

(第42条関係)

2 施行期日

上記1内容(2) 公布の日

上記1内容(1)及び(3) 令和4年4月1日

議案第3号 幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 内 容

国民健康保険税の課税額の限度額、税率等の改正及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部改正に伴う未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の実施

(1) 国民健康保険税の課税額の限度額及び税率の改正

ア 限度額の改正

基礎課税額 57万円 → 63万円

介護納付金課税額 16万円 → 17万円

(第2条関係)

イ 税率等の改正

(7) 基礎課税額の改正

所得割額 7.3% → 7.4%

被保険者均等割額 23,600円 → 27,500円

(イ) 後期高齢者支援金等課税額の改正

所得割額 2% → 2.1%

被保険者均等割額 10,500円 → 11,800円

(ロ) 介護納付金課税額の改正

所得割額 1.2% → 1.6%

被保険者均等割額 10,000円 → 10,400円

(第3条から第7条まで関係)

ウ 法定軽減額の改正

(ア) 7割軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額

基礎課税分 16,520円 → 19,250円

後期高齢者支援金分 7,350円 → 8,260円

介護納付金分 7,000円 → 7,280円

(イ) 5割軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額

基礎課税分 11,800円 → 13,750円

後期高齢者支援金分 5,250円 → 5,900円

介護納付金分 5,000円 → 5,200円

(ロ) 2割軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額

基礎課税分 4,720円 → 5,500円

後期高齢者支援金分 2,100円 → 2,360円

介護納付金分 2,000円 → 2,080円

(第21条第1項関係)

(2) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置

ア 7割軽減世帯の被保険者均等割額の未就学児1人当たりの軽減額

基礎課税分 4,125円

後期高齢者支援金分 1,770円

イ 5割軽減世帯の被保険者均等割額の未就学児1人当たりの軽減額

基礎課税分 6,875円

後期高齢者支援金分 2,950円

ウ 2割軽減世帯の被保険者均等割額の未就学児1人当たりの軽減額

基礎課税分 11,000円

後期高齢者支援金分 4, 720円

エ アからウまでの世帯以外の世帯の未就学児1人当たりの軽減額
基礎課税分 13, 750円

後期高齢者支援金分 5, 900円

(第21条第2項関係)

(3) その他所要の改正

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 適用区分

改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第4号 幸手市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

1 内 容

福祉3医療支給事業（子ども医療費支給事業、重度心身障害者医療費支給事業及びひとり親家庭等医療費支給事業）の受給者の医療費について、現物給付（医療機関窓口で受給者証を提示することで、受給者が医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組み）を県内全域で実施することに伴う規定の整備その他所要の改正

(1) 定義規定に現物給付を追加

(第1条中第2条、第2条中第2条及び第3条中第2条関係)

(2) 現物給付を実施する医療機関等の拡大

これまで市長の指定する医療機関等に限定していた現物給付の対象を埼玉県内の医療機関等に拡大するもの

(第1条中第4条、第2条中第8条及び第3条中第7条関係)

(3) その他所要の改正

2 施行期日等

(1) 施行期日

ア 令和4年10月1日（幸手市子ども医療費支給に関する条例及び幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正）

イ 令和5年1月1日（幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正）

(2) 経過措置

改正後の幸手市子ども医療費支給に関する条例第4条第2項の規定、改正後の幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例第8条第2項の規定及び改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

議案第5号 幸手市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例

1 内 容

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることによる所要の改正

入学準備金の貸付に係る連帯保証人の年齢要件を満20歳以上から満18歳以上に引き下げるもの

（第8条関係）

2 施行期日

令和4年4月1日

議案第 6 号 幸手市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

1 内 容

民法（明治 29 年法律第 89 号）の一部改正に伴い、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることによる所要の改正

市営住宅の入居予定者の選定の特例として定めている条件に係る 20 歳未満の児童を扶養している者の児童の年齢を 18 歳に引き下げるもの
(第 11 条関係)

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 7 号 幸手市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）の一部改正に伴い、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 12 号及び都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ハの規定により定める市街化調整区域における開発行為等ができる区域から除外する土地の区域に係る引用条項の改正

「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまで」 → 「第 29 条の 9 各号」
(第 5 条及び第 6 条関係)

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 8 号 幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

1 内 容

給与の減額に関する規定の整備

(1) 介護時間の追加

職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合に、その勤務しない
1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額するもの

(2) その他文言の整理

(第 1 5 条関係)

2 施行期日

公布の日